

商品概要説明書

6 か月据置き定期預金「夢工房」

(株) 清水銀行
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

1. 商品名 (愛称)	・ 6 か月据置き定期預金「夢工房」
2. 販売対象	・ 個人の方のみご利用いただけます。
3. 預入期間	・ 定型方式 最長 5 年 ・ 預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。この場合は、満期日に 6 か月据置き定期預金「夢工房」として自動的に継続されます。
4. 金利設定	預入期間に応じた 6 段階の金利を設定します。 ① 6 か月以上 1 年未満 ④ 3 年以上 4 年未満 ② 1 年以上 2 年未満 ⑤ 4 年以上 5 年未満 ③ 2 年以上 3 年未満 ⑥ 5 年
5. 金利情報の 入手方法	・ 店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
6. 据置き期間	・ 預入日から 6 か月後の応当日まで
7. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括してお預け入れいただきます。 ・ 現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 ・ 100 円以上で、お一人様、合計 1,000 万円までとします。 ・ 1 円単位
8. 払戻方法	・ 元金は満期日以後に利息とともにお支払いします。 ・ 預入日から 6 か月据置き後は 1 万円以上 1 万円単位で何回でも一部支払いができます。
9. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で、6 か月毎の複利で計算します。 ・ 20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則 20%(国税 15%、地方税 5%)ですが、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは、所得税額(国税 15%)に対して 2.1%の復興特別所得税が付加されます。
10. 手数料	—
11. 付加できる特約事項	・ 証書式のみのお取り扱いで、総合口座の担保とすることはできません。 ・ 個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高 350 万円まで非課税がご利用いただけます。(マル優の適用については窓口にお問い合わせください)
12. 中途解約時の取扱い	・ 据置き期間（預入日から 6 か月据置き後の応当日の前日）中に解約する場合は解約日における普通預金利率により計算します。
13. 預金保険保護区分	・ 預金保険法の対象となります。他の預金（決済用の預金を除く）と合算して元本 1,000 万円までと利息が保護されます。

商品概要説明書

6 か月据置き定期預金「夢工房」

(株) 清水銀行
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

14. その他参考となる事項	・ 専用証書のみでの取扱いとなります。 ・ 満期日以後（最長預入期限以後）の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
15. 契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772